

事 務 連 絡
平成28年9月30日

各地方整備局道路部路政課 担当各位
北海道開発局建設部建設行政課 担当各位
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課 担当各位
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部管理課 担当各位

国土交通省道路局路政課

道路法の一部改正について

標記については、平成28年9月30日付け国道利第13号(以下「通知」という。)で道路局路政課長から通知したところであるが、その運用は下記のとおりとすることとされたい。なお、本事務連絡については警察庁と調整済であるので、念のため申し添える。

記

1. 違法放置等物件に対する措置について

(1) 通知中第1の2(1)について

遺失物法における「遺失物」に該当する物件とは、他人が占有していた物であって、当該他人の意思に基づかず、かつ、奪取によらず、当該他人が占有を失ったもので、それを発見した者の占有に属していないものであり、ロープ等で固定する、一定の時間帯に限り設置するといった、占有者等が積極的な意思のもとに占用許可を受けずに道路に設置している不法占有物件については、遺失物に該当せず、警察署長に提出することはできないので留意すること。

(2) 通知中第1の4について

本改正以前は、通知中第1の2(1)により遺失物法第4条第1項に基づき警察署長へ提出するものを除き、道路管理者が法第44条の2により措置したものについては、警察署長へ通知することとしていたが、今後は通知しないこととなったので留意すること。

(3) 通知中第1の5について

「特別の施設」とは、通常の道路管理上は設けられない施設であり、例えば冷蔵庫等が考えられる。(通知第1の7(1)イ参照)

(4) 通知中第1の6(1)イについて

事務所における公示の様式については、次の例を参考とすること。

平成○年○月○日 道路法第44条の2に基づき下記のとおり違法放置等物件を保管しました。 国土交通省○○地方整備局 ○○事務所長	
整理番号	名称又は種類
形状	数量
放置され、又は設置されていた場所	除去した日時
保管を始めた日時	保管の場所
その他	
問い合わせ先	課 TEL _____

(5) 通知中第1の6(1)ロについて

保管違法放置等物件一覧簿は、公示の日からおおむね1年間保存しておくこと。

(6) 通知中第1の6(1)ハについて

① 官報掲載の様式は以下のとおりとすること。

違法放置等物件保管公示								
道路法第44条の2第2項の規定に基づき、下記の違法放置等物件を保管したので公示する。								
平成○年○月○日						○○地方整備局長 ○○		
	名称	形状	数量	放置等場所	除去日時	保管日時	保管場所	問い合わせ先
*	テレビ	梱包状、黒	1台	○○県○○市 ○○77-2先国 道○○号路上	平成28年 10月2日 午前10時	平成28年 10月2日 午前11時	○○県○○市 ○○国道事務 所敷地内	○○国道事務 所○○課
1段								

ここで、*の部分については掲載費用がかかるが、この費用については違法放置等物件の占有者等が負担するまでの間、道路管理者において立て替えることとなるの

で留意すること。

② 官報の掲載は、事務所での公示の期間(14日間)満了後速やかに行う必要があるが、この趣旨に反しない程度で一定期間ごとにまとめて手続をとることとしても差しつかえない。また、官報販売所への書面通知は、郵送で可能な場合が多い。

(7) 通知中第1の7(1)イについて

物件の価値が急速に減少するおそれがあれば、まず随意契約により売却に努めるべきであり、それによることもできない場合には廃棄することができる。

(8) 通知中第1の7(1)ハについて

古物商には特別の資格制度がないことから、一般的な物件であれば営業許可を受けた古物商から道路管理者が任意で選定して差しつかえない。

(9) 「売却に要した費用」の範囲について

法第44条の2第6項に規定する売却に要した費用として、売却した代金を充てることができるものとしては、入札者等への通知等に要した費用が考えられる。

なお、違法放置等物件の価額の評価に際しての査定料等は、①評価は売却手続の一環ではなく、売却を行うか否かを決定するために行うものであること、及び②評価の結果売却しない場合には、査定料等は違法放置等物件の返還時まで徴収できないこととの公平性を考慮する必要があることから、同項に規定する売却に要した費用には含まれないと解される。

(10) 通知中第1の8(2)について

費用負担については、原因者負担金の場合と同様、後日負担命令書を発することとし、返還時には確認書をとること。

なお、違法放置等物件負担金は公法上の債権であり、強制徴収の手続(法第73条)も整備されていることから、留置権の行使により違法放置等物件の返還と引換えに費用を徴収することは認められないと解される。

(11) 除去、保管等に要した費用について

除去、保管等に要した費用の算定については、実費について徴収すること。

(12) 通知中第1の9について

① 通知第1の9(1)の「車両」とは、道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。

② 廃棄物として処理が可能であれば、そもそも法第44条の2の対象ではなく、通常の維持管理により処理される。従って、法第44条の2の規定による措置の対象となり得る「廃棄されたと認められる車両」とは、その外見や置かれている状態等からみて、もはや車両として用いられることがないが、物件としては廃棄されずに道路上に放置されているとみられるものが考えられる。

2. その他

- (1) 「道路法の一部改正について」(平成3年11月1日建設省道路局路政課事務連絡)の「2 違法放置物件に対する措置について」は削除する。
- (2) 本通知は、平成28年9月30日から施行することとする。

事 務 連 絡
平成28年9月30日

独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構総務部管理課 担当各位

国土交通省道路局路政課

道路法の一部改正について

標記については、平成28年9月30日付け国道利第13号(以下「通知」という。)で道路局路政課長から通知したところであるが、その運用は下記のとおりとすることとされたい。なお、本事務連絡については警察庁と調整済であるので、念のため申し添える。

記

1. 違法放置等物件に対する措置について

(1) 通知中第1の2(1)について

遺失物法における「遺失物」に該当する物件とは、他人が占有していた物であって、当該他人の意思に基づかず、かつ、奪取によらず、当該他人が占有を失ったもので、それを発見した者の占有に属していないものであり、ロープ等で固定する、一定の時間帯に限り設置するといった、占有者等が積極的な意思のもとに占用許可を受けずに道路に設置している不法占有物件については、遺失物に該当せず、警察署長に提出することはできないので留意すること。

(2) 通知中第1の4について

本改正以前は、通知中第1の2(1)により遺失物法第4条第1項に基づき警察署長へ提出するものを除き、道路管理者が法第44条の2により措置したものについては、警察署長へ通知することとしていたが、今後は通知しないこととなったので留意すること。

(3) 通知中第1の5について

「特別の施設」とは、通常の道路管理上は設けられない施設であり、例えば冷蔵庫等が考えられる。(通知第1の7(1)イ参照)

(4) 通知中第1の6(1)イについて

事務所における公示の様式については、次の例を参考とすること。

平成〇年〇月〇日 道路法第44条の2に基づき下記のとおり違法放置等物件を保管しました。 国土交通省〇〇地方整備局 〇〇事務所長	
整理番号	名称又は種類
形状	数量
放置され、又は設置されていた場所	除去した日時
保管を始めた日時	保管の場所
その他	
問い合わせ先	課 TEL _____

(5) 通知中第1の6(1)ロについて

保管違法放置等物件一覧簿は、公示の日からおおむね1年間保存しておくこと。

(6) 通知中第1の6(1)ハについて

① 官報掲載の様式は以下のとおりとすること。

違法放置等物件保管公示								
道路法第44条の2第2項の規定に基づき、下記の違法放置等物件を保管したので公示する。								
平成〇年〇月〇日						〇〇地方整備局長 〇〇		
名称	形状	数量	放置等場所	除去日時	保管日時	保管場所	問い合わせ先	
* { テレビ	梱包状、黒	1台	〇〇県〇〇市 〇〇77-2先国 道〇〇号路上	平成28年 10月2日 午前10時	平成28年 10月2日 午前11時	〇〇県〇〇市 〇〇国道事務 所敷地内	〇〇国道事務 所〇〇課	
1段								

ここで、*の部分については掲載費用がかかるが、この費用については違法放置等物件の占有者等が負担するまでの間、道路管理者において立て替えることとなるので留意すること。

② 官報の掲載は、事務所での公示の期間(14日間)満了後速やかに行う必要があるが、この趣旨に反しない程度で一定期間ごとにまとめて手続をとることとしても差

しつかえない。また、官報販売所への書面通知は、郵送で可能な場合が多い。

(7) 通知中第1の7(1)イについて

物件の価値が急速に減少するおそれがあれば、まず随意契約により売却に努めるべきであり、それによってもできない場合には廃棄することができる。

(8) 通知中第1の7(1)ハについて

古物商には特別の資格制度がないことから、一般的な物件であれば営業許可を受けた古物商から道路管理者が任意で選定して差しつかえない。

(9) 「売却に要した費用」の範囲について

法第44条の2第6項に規定する売却に要した費用として、売却した代金を充てることができるものとしては、入札者等への通知等に要した費用が考えられる。

なお、違法放置等物件の価額の評価に際しての査定料等は、①評価は売却手続の一環ではなく、売却を行うか否かを決定するために行うものであること、及び②評価の結果売却しない場合には、査定料等は違法放置等物件の返還時まで徴収できないこととの公平性を考慮する必要があることから、同項に規定する売却に要した費用には含まれないと解される。

(10) 通知中第1の8(2)について

費用負担については、原因者負担金の場合と同様、後日負担命令書を発することとし、返還時には確認書をとること。

なお、違法放置等物件負担金は公法上の債権であり、強制徴収の手続(法第73条)も整備されていることから、留置権の行使により違法放置等物件の返還と引換えに費用を徴収することは認められないと解される。

(11) 除去、保管等に要した費用について

除去、保管等に要した費用の算定については、実費について徴収すること。

(12) 通知中第1の9について

① 通知第1の9(1)の「車両」とは、道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。

② 廃棄物として処理が可能であれば、そもそも法第44条の2の対象ではなく、通常の維持管理により処理される。従って、法第44条の2の規定による措置の対象となり得る「廃棄されたと認められる車両」とは、その外見や置かれている状態等からみて、もはや車両として用いられることがないが、物件としては廃棄されずに道路上に放置されているとみられるものが考えられる。

2. その他

(1) 「道路法の一部改正について」(平成3年11月1日建設省道路局路政課事務連絡)の「2 違法放置物件に対する措置について」は削除する。

(2) 本通知は、平成28年9月30日から施行することとする。

事 務 連 絡

平成28年9月30日

各都道府県担当課 各位

各指定市担当課 各位

国土交通省道路局路政課

道路法の一部改正について

標記につきましては、各地方整備局等あてに別紙のとおり通知しましたので、本通知を参考に、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あて、この旨通知願います。